

「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」

(平成 30 年 6 月 5 日 Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会 「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」)

第 2 章 新たな時代に向けて取り組むべき政策の方向性

(「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」における議論の整理)

(3) 高等学校時代

現行の高等学校は約 99%の生徒が進学する教育機関となっており、義務教育を終えた子供たち一人一人が Society 5.0 を生き抜くために必要な力をそれぞれ身に付けることができるような場でなくてはならない。

(略)

また、こうした中で、生徒がしっかりとそれぞれの地域の地域を学ぶこともますます重要となる。地域には、それぞれ生きた課題が数多く存在するため、生徒の地域への興味や関心を深め、地域の課題を探究する重要な機会を提供できる。

しかし、現状においては、生徒が地域との関わりの中で世界観を広げていき、その後の学びや進路に影響を受けるような活動が十分に行われているとは言い難い。また、進学や就職の際に生じる地域からの人材流出が、地域活力の衰退につながるのではないかと悩む自治体も増えている。

Society 5.0 を迎える今後は、生徒にとって最も身近である地域と学校とが手を携えながら、体験と実践を伴った探求的な学びを進めていく必要がある。こうした学びが学校生活を一層充実したものとし、自らの特性を踏まえた将来の進路と真剣に向き合う契機となるであろう。

これは同時に、各地域への課題意識や貢献意識を持った人材の育成にもつながる。こうした人材がそれぞれの地域で地域ならではの新しい価値を創造するようになれば、Society 5.0 を地域から分厚く支えていくことにつながっていく。

生徒たちが多様な学びを行っていくためには、様々な専門学科等において、多様な主体と連携し、彩り豊かな特色のある教育課程が提供されなくてはならない。

第 3 章 新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策

(Society 5.0 に向けたリーディング・プロジェクト)

(3) 文理分断からの脱却

②地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

高等学校が地元の自治体、高等教育機関、産業界と連携したコースで、例えば福祉や農林水産、観光などの分野が学習できるよう環境整備等を行い、地域人材の育成を推進する。

これを具体化し、地域の、地域による、地域のための高等学校改革を推進するため、「地域³ 高校（地域キュービック高校）」を創設する。

地域³ 高校においては、地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びの実現等を通じて、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目（例：観光学）を必ず履修させるなど、高等学校を地方創生の核として、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へと転換し、地域の良さを学びコミュニティを支える人材を育成する。

この際、コミュニティ・スクールである都道府県立高等学校において、市町村長又は市町村教育長等を学校運営協議会の委員とすることを努力義務化し、都道府県と市町村の連携を促進する。

また、高等学校と地元市町村・企業等の連携により、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する仕組みの構築や、進路決定後に地元を離れる生徒も対象としたインターンシップを促進する。

経済財政運営と改革の基本方針 2018（2018 年 6 月 15 日閣議決定）

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(2) 投資とイノベーションの促進

② 教育の質の向上等

「第 3 期教育振興基本計画」¹や教育再生実行会議の提言に基づき、「Society 5.0」に向けた総合的な人材育成をはじめとした教育の質の向上に総合的に取り組む²。

新学習指導要領を円滑に実施するとともに、地域振興の核としての高等学校の機能強化、1 人 1 社制³の在り方の検討、子供の体験活動の充実、安全・安心な学校施設の効率的な整備、セーフティプロモーションの考え方⁴も参考にした学校安全の推進などを進める。また、在外教育施設における教育機能の強化を図る。さらに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、チーム学校の実現、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

学校現場での教員の勤務実態を改善するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの緊急対策⁵を具体的に推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や学校の実態に応じた教員の勤務時間制度の在り方などの勤務状況を踏まえた勤務環境の見直し、小学校における教育課程の弾力的運用についての検討を進める。

6. 地方創生の推進

(1) 地方への新しいひとの流れをつくる

地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。

¹ 「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

² 「第 3 期教育振興基本計画」では、幼児期における教育の質の向上や、私学助成のメリハリある配分強化を含む私立学校の振興等について記載されている。

³ 1 人の生徒が応募できる企業を 1 社として、当該企業の内定が得られなかった場合のみに他の企業に応募できるという高校卒業者の就職に関する慣行。

⁴ 関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。

⁵ 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018（2018 年 6 月 15 日閣議決定）

Ⅲ. 各分野の施策の推進

3. 地方への新しいひと流れをつくる

（1）キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業の促進

◎地方創生に資する高等学校改革の推進

- ・高等学校は、地域人材の育成において極めて重要な役割を担うとともに、高等学校段階で地域の産業や文化等への理解を深めることは、その後の地元定着やUターン等にも資する。
- ・このため、高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進するとともに、進路決定後の期間を利用したインターンシップの充実等を通じて地元の魅力に触れられる取組等を推進し、地元根ざした人材の育成を強化する。
- ・また、これらの取組を充実させるためには、高等学校と地元市町村等の地域の関係者の間で継続的に緊密な連携を行い、地域一丸となって取り組んでいくことが必要である。そのため、地域関係者により構築するコンソーシアムの設置など、高等学校を活用した地方創生を進めるための地域の基盤構築について、事例等の紹介も行いながら推進する。